

平成 19 年 6 月 6 日

各位

株式会社コムスン

代表取締役社長 樋口 公一

本日、厚生労働省より弊社に対し、下記のご指導を頂戴しました。

弊社と致しましては、真摯に重く受け止めご指導に従うとともに、今後、厚生労働省および各自治体のご指導を頂きながら、お客様のサービス継続と従業員の雇用確保を最優先として責任を果たして参ります。

記

1. 株式会社コムスン(以下コムスン)の全国 8 ヶ所の介護事業所において、「不正の手段により指定を受けた」という指定取消処分相当の事実が確認された。
2. これにより、コムスンの介護事業所について、平成 23 年 12 月 7 日までの期間、介護保険法に規定する指定・許可・更新を許可しない。
3. 各事業所の更新時期が到来するまでの間、利用者に対するサービス提供を行うことは指定事業者の義務であること。
4. 事業所が更新を迎えた場合又は廃止を行う場合には、それまでの間に、利用者への説明、他事業者への紹介等を徹底すること。
5. 利用者の円滑な利用移行のための計画を作成し、本年 7 月末までに、厚生労働省、都道府県等に報告し、以後、進捗状況を定期的に報告するとともに、必要に応じて行政の指導を受けること。
6. この他同社従事者の雇用確保への配慮をすること。

以上

皆様には、多大なご心配及びご迷惑をお掛けしております事を、心よりお詫び申し上げます。